

第2次北本市子ども読書活動推進計画

令和6年3月

北 本 市

第2次北本市子ども読書活動推進計画 目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の期間と対象	1
3	計画の位置づけ	1
4	SDGsとの関連	3
第2章	計画の振り返り	4
1	前回計画の総括	4
2	前回計画の主な成果	4
3	今後の主な課題	5
第3章	第2次計画の方針	6
1	基本の方針	6
2	計画の体系	6
第4章	読書活動の推進に向けた取組	7
基本の方針1	家庭、地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	7
(1)	家庭における推進	7
(2)	地域における推進	8
(3)	学校等における推進	10
(4)	市立の各図書館・学校等・民間団体等の連携・協力	12
基本の方針2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	13
(1)	市立の各図書館の整備・充実	13
(2)	学校図書館の整備・充実	15
(3)	学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	16
(4)	障がいのある子どものための諸条件の整備・充実	17
基本の方針3	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	18
(1)	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	18
(2)	優良な図書の普及	19
基本の方針4	子どもが読書に親しむための推進体制の充実	21
(1)	庁内関係部署と関係機関との連携強化	21
(2)	新たな推進体制の検討	21
第5章	資料	22
1	第2次北本市子ども読書活動推進計画策定のためのアンケート結果	22
2	北本市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	26
3	北本市図書館協議会委員名簿	27
4	第2次北本市子ども読書活動推進計画策定委員名簿	27
5	第2次北本市子ども読書活動推進計画策定の経過	28

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。私たちを取り巻く社会環境は高度情報化、少子高齢化、核家族化などめまぐるしく変化し、大人だけではなく、子どもの心身の発達や生活環境などに大きな影響を与えています。

そうした中、北本市（以下「本市」という。）では子どもの読書活動の充実と環境の整備に努めるため、「北本市子ども読書活動推進計画（令和元年度～令和5年度）」を平成31年3月に策定し、家庭・地域・学校等を含めた社会全体で子どもの読書活動の支援に取り組んできました。

しかし、近年のインターネットやスマートフォンなどの普及等や、学校でのGIGAスクール構想実現のための1人1台学習用端末整備など、情報化社会は急激に進展しています。また、前回計画が策定されてから5年余りが経過する中で、令和4年10月には「北本市子どもの権利に関する条例」の施行や新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、策定時点では予想できなかった変化や課題が発生しており、子どもを取り巻く環境の変化に対応する必要があります。

そこで、子どもが読書に親しめる環境の整備を推進していくため、北本市子ども読書活動推進計画を継承しつつ、国・埼玉県の計画や社会の変化を踏まえ、「第2次北本市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の期間と対象

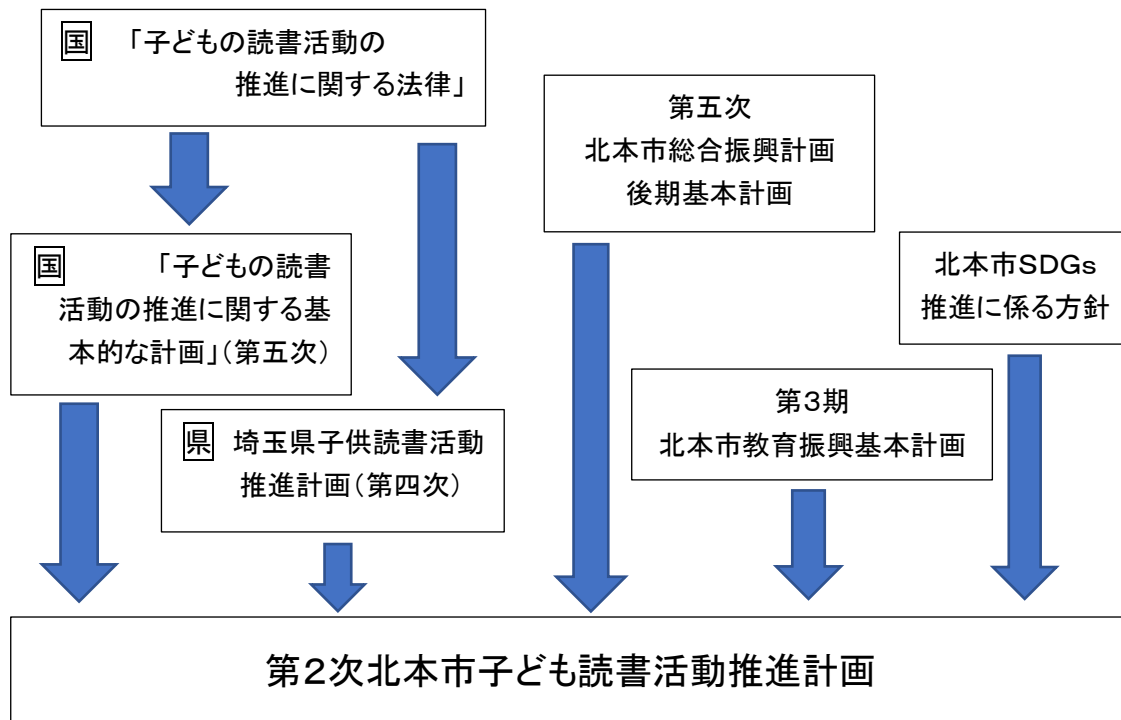
計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。本計画における「子ども」とは、概ね18歳以下の人をいいます。また、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、地域、教育・福祉・保健等の関係者も対象に含みます。

3 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を受け、国は令和5年3月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）を策定し、埼玉県は平成31年3月、「埼玉県子供読書活動推進計画」（第四次）を策定しました。

「第2次北本市子ども読書活動推進計画」は、国と埼玉県の動きを踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第五次北本市総合振興計画」及び教育行政分野における計画「第3期北本市教育振興基本計画」等との整合性を図り、北本市子ども読書活動推進計画を継承した、子どもの読書活動の充実と環境の整備に努めるための計画です。

計画の関連図



4 SDG s との関連

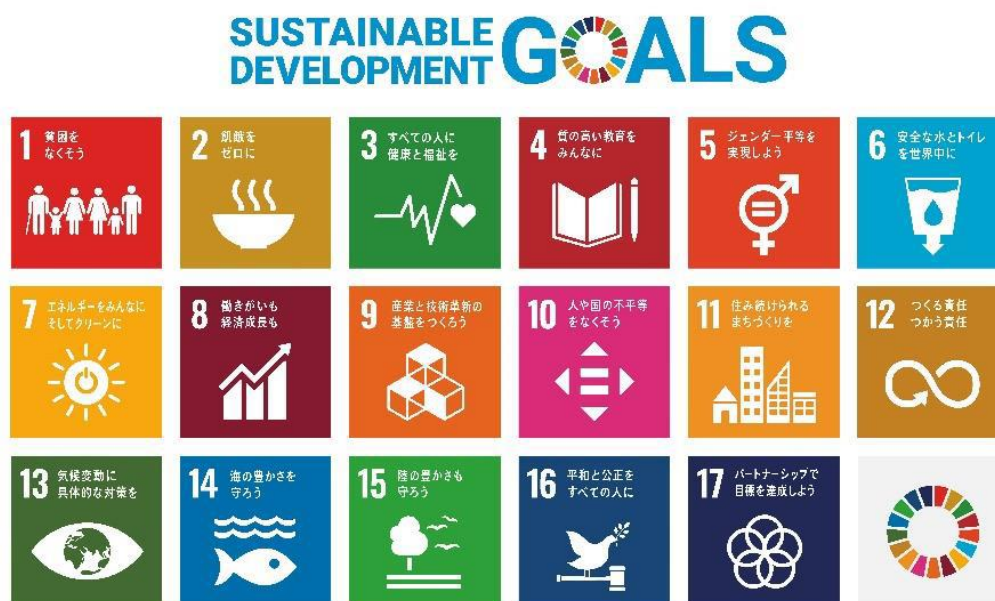
SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17 のゴール・169 のターゲット・231 の指標 (重複を除く) から構成され、開発途上国のみならず、我が国を含む各国において、令和 12 年までの目標達成に向けた積極的な取組が進められています。

多様性や包摂性を前提とする SDG s の理念は、本市のまちづくりの基本理念「市民との協働による持続可能なまちづくり」や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」と方向性を同じくしています。

これを踏まえ、本市では、「第五次北本市総合振興計画後期基本計画」(計画期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで) (以下「後期基本計画」という) において、各施策分野に掲げられた「施策の目指す姿」に該当する SDG s のアイコンを示すとともに、内閣府作成の「地方創生 SDG s ローカル指標リスト」を参考として SDG s のゴールと結びつけた「施策の成果指標」や「基本事業の指標」を設定しました。

第 2 次子ども読書活動推進計画においても、17 の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」と「17 パートナリシップで 目標を達成しよう」を主な目標とし、本計画を推進することにより、SDG s の達成を目指していきます。



4 質の高い教育を みんなに



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

17 パートナリシップで 目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 計画の振り返り

1 前回計画の総括

前回計画（令和元年度～令和5年度）では、本市の子どもの読書活動を推進していくため、第2期北本市教育振興基本計画の基本的理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」の実現に向けて、4つの基本の方針を柱に、多様な取組を推進してきました。家庭、地域、学校における取組は着実に進められ、それぞれ一定の成果をあげていることから、前回計画の基本の方針、施策の方向性は評価できます。

しかしながら、前回計画における課題を検証すると、未だ取組の成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在することから、基本の方針の実現に向けて引き続き、子どもの読書活動を推進するための取組を進めていく必要があります。

第2次計画においては、基本的な考え方は前回計画を踏襲し、4つの基本の方針は変えず、これまでの施策の見直しにより、今後の充実と発展、質の向上に努めます。

2 前回計画の主な成果

- (1) 学校・図書館・保育所・児童館・公民館等、さまざまな場所で子どもが楽しく本と出合うことのできる機会が増え、ボランティア団体の活動も活発化しました。
- (2) 図書館とボランティア団体、図書館と児童館等、それぞれの団体や機関とが連携する活動が始まりました。
- (3) ブックスタート※¹（4か月児）や学校の朝読書等の読書活動推進により、家庭における読書の機会が増えました。（表1・表2）
- (4) 学校・図書館の連携による、子どもと良書を出合わせる取組が充実しました。
- (5) 図書館における「読書通帳」等の取組により、子どもの読書量が向上しました。（表2・表3）

表1 ブックスタート事業の本の配布冊数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
352冊	315冊	409冊	368冊	320冊

※1 ブックスタート・・・乳児健診に参加された子どもと保護者の皆さんに、メッセージを添えて絵本をプレゼントする事業です。

表 2 市民の児童書と紙芝居の貸出点数

	児童書	紙芝居	合計	増 減 (前年比)
平成 30 年度	80,658	2,556	83,214	—
令和元年度	78,119	2,298	80,417	-3.4%
令和 2 年度	65,858	1,869	67,727	-15.8%
令和 3 年度	100,344	3,213	103,557	+52.9%
令和 4 年度	101,788	2,752	104,540	+0.9%

※ 平成 30 年度と令和 4 年度の比較 +25.6%

表 3 読書通帳発行冊数（累計）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
こども図書館	687 冊	930 冊	1,380 冊	1,805 冊

※ 令和元年度発行開始

3 今後の主な課題

- (1) 本をよく知り、読み聞かせ・ブックトーク※²等で、子どもに読書の楽しさを伝えることのできる人材を育成し、さまざまな施設・地域で子どもが本を読む楽しさを実感できる取組を推進することが必要です。
- (2) 近年のスマートフォンなどの情報通信機器やインターネットなどのデジタル情報メディアの急速な普及・発達、子どもの生活習慣や読書環境に大きな影響を与えていると言われています。子どもの読書離れを食い止めて読書活動に向かわせるには、子どもがいつでも自由に読める環境を、これまで以上に整備することが必要です。
- (3) 急激に進むデジタル化の中で、SNSやオンラインによる読書啓発が必要です。また子どものための電子書籍を充実させることも必要です。同時に、生の声での読み聞かせ等、対面で実施する読書啓発や、これまで長く親しまれてきた紙の本の魅力にも留意し、多角的に取り組むことも必要です。
- (4) 読書推進の気運を高めるため、今後もより一層、学校・家庭・図書館・地域・関係機関等の連携強化が必要です。
- (5) 読書活動が困難な子どもを支援するための環境整備を推進することが必要です。

※ 2 ブックトーク・・・一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する手法です。

第3章 第2次計画の方針

1 基本の方針

基本の方針1	家庭、地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
基本の方針2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
基本の方針3	子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
基本の方針4	子どもが読書に親しむための推進体制の充実

2 計画の体系

基本の方針 1 家庭、地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実		
(1)	家庭における推進	
	ア	ブックスタート
	イ	読み聞かせ等
(2)	地域における推進	
	ア	市立の各図書館における推進
	イ	民間団体等における推進
(3)	学校等における推進	
	ア	保育所等における推進
	イ	小学校・中学校における推進
(4)	市立の各図書館・学校等・民間団体等の連携・協力	
基本の方針 2 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実		
(1)	市立の各図書館の整備・充実	
	ア	資料の整備・充実
	イ	設備等の整備・充実
	ウ	図書館職員研修の充実（市立図書館）
(2)	学校図書館の整備・充実	
	ア	資料の整備・充実
	イ	設備等の整備・充実
(3)	学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進	
	ア	司書教諭の配置
	イ	学校図書館指導員の配置
(4)	障がいのある子どものための諸条件の整備・充実	
基本の方針 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進		
(1)	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	
	ア	こども図書館
	イ	中央図書館
	ウ	小・中学校
(2)	優良な図書の普及	
	ア	こども図書館
	イ	中央図書館
	ウ	小・中学校
基本の方針 4 子どもが読書に親しむための推進体制の充実		
(1)	庁内関係部署と関係機関との連携強化	
(2)	新たな推進体制の検討	

第4章 読書活動の推進に向けた取組

基本的方針1

家庭、地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における推進

ア ブックススタート

【現状】

本市では、毎月実施される乳児（4か月児）健診の会場で、ブックススタートを平成16年8月から実施しています。

健診終了後、訪れた親子にこども図書館職員、地域のボランティア団体が絵本の読み聞かせや絵本の選び方等の説明を行い、絵本などが入ったバックを手渡します。絵本を通じて保護者と乳児がふれあい、豊かな時間を過ごすことで、乳児が健やかに育まれることを目的としています。

【課題】

国際色豊かな親子の増加に伴う多言語への対応や、視覚障がいのある保護者や乳児向けの対応も必要です。

【施策の方向】

家庭での本との出会いを充実させるために、子育て支援課では、こども図書館、地域のボランティア団体と連携を図りながら、ブックススタート事業を継続的に実施します。

ブックススタートが「絵本」との出会いの「きっかけ」となるように、それぞれの親子に合わせた取組になるよう、検討を進めます。

読み聞かせにより、保護者に子どもが絵本に興味を示す姿を見てもらい、読み合う楽しさを知らせることで、家庭における読み聞かせの活発化を推進します。

多言語への対応や視覚障がいのある利用者には、こども図書館と連携を図り支援していきます。

イ 読み聞かせ等

【現状】

子どもたちには本を手渡すと同時に、親から子への読み聞かせといった「ことば」を手渡すことが重要です。家族に本を読んでもらう経験は、子どもたちの長い読書人生の礎を築く第一歩となります。こども図書館では、親子で読み聞かせをする姿をよく見かけるようになりました。読み聞かせに適する本は、こども図書館だけでなく中央図書館でも所蔵しています。

【課題】

読み聞かせに適する図書を活用して、文字が読めるようになってからも「読み聞かせ」等を多くの利用者に継続してもらうことが重要です。

【施策の方向】

市立図書館の行事等を通じて、多くの人に読み聞かせの大切さを伝え、家庭での読み聞かせを行うきっかけや機会の提供について、継続的な支援を行っています。

また、読み聞かせボランティア養成講座を継続的に行い、読み聞かせの機会を増やしていきます。併せて、読み聞かせの技術や素晴らしさを伝えるための講座も行っています。

（２）地域における推進

ア 市立の各図書館における推進

（ア） こども図書館

【現状】

乳幼児から小学校低学年を対象とした資料を中心に、蔵書構成をしています。図書館職員が利用者の好きな本の読み聞かせを行い、子どもたちに耳から聞く豊かな言語環境を提供すると同時に、親子でホッとする時間を提供しています。

また、利用者の希望に応じて行うサービスを通じ、障がいのある利用者が読書に親しむ機会の提供や、本の選び方、読み聞かせ方法等に関する質問にも対応しています。

本を仲立ちとして、家族で楽しいひと時を過ごしていただくよう、おはなし会※³やイベントの実施、様々なテーマでおすすめ本の展示を行う等、利用者が積極的に本を手にする機会の提供や読書の幅を広げる支援を行っています。

貸出記録を残すことにより、どんな本を読んできたか振り返る「読書通帳※⁴」を発行しています。



読書通帳

【課題】

利用者の成長に合わせた行事・イベントを通して、本に触れる機会を増やすことが大切です。読書により感動や達成感を味わうことが、読書の継続に繋がります。

【施策の方向】

絵本の読み聞かせ、おはなし会、イベント、展示等の様々な事業を通じて、家族そろって楽しい時間が共有できる場を提供していきます。

また、「読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、図書館以外でも読み聞かせイベント等が開催できるよう、支援します。

耳から聞く豊かな言語環境の提供とともに、親子での読み聞かせや本を手にする機会の拡大、支援に努めます。



おはなし会（こども図書館）

-
- ※³ おはなし会・・・子どもにお話を読んで聞かせる会。子どもと本を結びつける本に対する興味を育て、読書する素地をつくります。
- ※⁴ 読書通帳・・・銀行の通帳と同じように、自分が借りている本のタイトルや著書名などが記入され、記録として残すことができる通帳です。

(イ) 中央図書館

【現状】

小学校中学年以上を対象とした資料を中心に蔵書構成をしています。子どもたちの知的好奇心を満たし、学習を助け、子どもたちの一生の友となる本との出会いを提供するため、子どもたちが利用しやすいように、子ども優先閲覧席の設置や、調べ学習※⁵の相談等を行っています。小学校中学年以上の児童書の充実を図り、おすすめ本の展示やヤングアダルト※⁶コーナーを設ける等、多くの子どもたちに利用してもらえるよう、様々な取組を行っています。また、点字図書※⁷、デージー図書※⁸等を収集し、障がいのある子どもたちへの対応を行っています。



デージー図書

【課題】

ヤングアダルトを中心とした「読書から離れた」多くの市民がいます。本に親しみ、図書館利用者に戻ってもらうことが重要です。これらの人に届くイベントの開催や、広報活動を積極的に行う必要があります。

【施策の方向】

子どもたちが利用しやすい環境の整備に努め、中高校生向けのイベントの開催や広報誌の発行、こども図書館と連携して、こども司書講座の開催等、魅力ある取組を実施していきます。

また、図書館分室のある各公民館との一層の連携や、児童向け図書資料の更なる充実を図っていきます。

(ウ) 図書館分室（南部公民館・西部公民館・学習センター）

【現状】

子どもたちが利用しやすいように、絵本や紙芝居の割合を中央図書館より多くして、蔵書しています。子どもから高齢者まで、多くの市民がゆったりした環境で利用しています。

【課題】

分室はスペースが狭いので、親子で本の読み聞かせをする環境や、子どもが閲覧しやすい学習環境に改善する必要があります。また蔵書に古い本が多いため、新しい資料の充実も必要です。

【施策の方向】

施設の管理を各公民館が行っていることから、環境の整備や事業の連携方法等について、中央図書館と各公民館による協議・検討を行います。また、利用方法、開

※5 調べ学習・・・児童生徒が課題について調査し結論をまとめる学習法です。

※6 ヤングアダルト・・・本計画では、概ね12歳から18歳を対象としています。

※7 点字図書・・・視覚にハンディキャップのある方のために作成された「指先でよむ本」です。

※8 デージー図書・・・デージー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。視覚障がい者等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発されました。

館時間等の更なる周知に努め、中央図書館とこども図書館との事業の連携等を行っていきます。

イ 民間団体等における推進

【現状】

地域のボランティア団体は、各保育所での絵本の読み聞かせやパネルシアター※⁹、各子育て支援センターと各小学校でのおはなし会等を行っています。市内に3か所ある子ども文庫では、本の貸出を行う等、子どもの読書活動の推進のために様々な活動をしています。

また、市立図書館との協働事業としておはなし会、子ども読書まつり、児童文学講座等の実施や、その他、子どもの年代別に作成しているブックリスト※¹⁰の作成でも連携をしています。



読み聞かせボランティア養成講座
(こども図書館)

【課題】

連携して「おはなし会」を開催するには、ボランティア養成講座を受講した会員がまだ少なく、十分な活動ができていないため、ボランティアを今以上に増やしていく必要があります。

【施策の方向】

ボランティア養成講座を実施し、読み聞かせに興味がある方と読み聞かせボランティアとの橋渡しも行っています。また、地域のボランティア団体との連携、協力を推進していきます。

学校では、地域のボランティア団体等と連携し、読み聞かせ等の活動を行っています。より学校の特徴に合うように工夫した方法の活動を推進していきます。

市立図書館とボランティア団体が 協働で作成したブックリスト

ブックリスト	対 象
このほんよんでⅠ (ピンクリスト)	赤ちゃん&小さい子から 小学3年生くらいまで
このほんよんでⅡ (グリーンリスト)	小学3年生くらい～ 小学5年生くらい～
このほんよんでⅢ (ブルーリスト)	中学生から大人

※ブックリストは、市立図書館にあります。また市立図書館のホームページで公開しています。

作成

北本市立中央図書館、北本市立こども図書館
北本市子ども文庫連絡会
北本子どもの本を楽しむ会

(3) 学校等における推進

ア 保育所等における推進

【現状】

保育所では、保育士が年齢に合わせた内容の絵本の読みきかせを行うと共に、子ども自身が読んで欲しいと持ってきた絵本を読んであげています。また、子どもたちは紙芝居も大好きです。日々の生活の中で、絵本に親しみや興味を持てるような環境を作り、保育士と子どもたちが絵本を共有し、絵本や紙芝居のお話の世界を楽しめるようにしています。

※⁹ パネルシアター・・・パネル布など毛羽立ちの良い布を貼ったボードに、Pペーパーと呼ばれる不織布で作成した絵を貼ったりはずしたりしながら展開していくお話や歌遊び、ゲームなどをします。

※¹⁰ ブックリスト・・・ある基準で選択され、本を薦めたり紹介するために作られた目録です。「子どもたちの年代別おすすめ本」のリストで、中央公民館・こども図書館・ボランティア団体が連携して作成しています。

保護者にも絵本に興味をもってもらえるよう、懇談会等で子どもたちの好きな絵本や紙芝居をお知らせしたり、保育士が保護者に絵本の読みきかせをして体験してもらったり等、絵本や紙芝居に触れる機会を作っています。

家庭での読みきかせを推進するために、各保育所で所有している絵本の貸出も行っています。今後も一人でも多くの保護者へ絵本の良さをお伝えしていきます。

【課題】

家庭での読み聞かせを推進するために、各保育所で所有している絵本を活用して、一人でも多くの保護者へ、絵本の良さを知っていただくことが必要となります。

【施策の方向】

絵本の読み聞かせや絵本の紹介を通じて、家庭で一緒に本を読む機会の拡大に努めるとともに、小学校入学前までの子どもたちに、絵本に触れる機会や読み聞かせの習慣づくりを支援します。

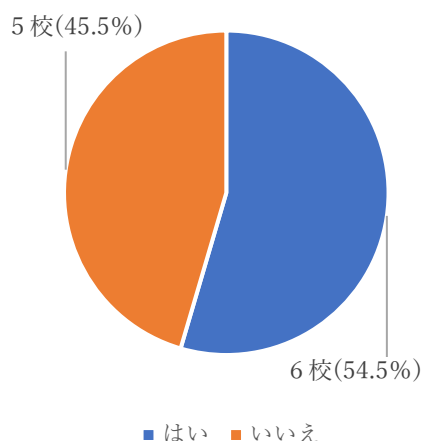
イ 小学校・中学校における推進

【現状】

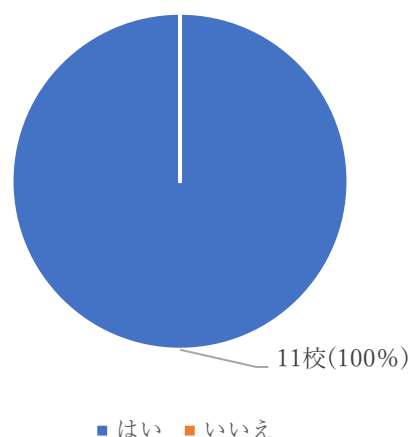
小・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）においては、「総則」、「国語」、「社会」、「美術」（中学校のみ）、「特別活動」に、それぞれ学校図書館との関連についての記載があります。特に、改訂された指導要領の中心的な概念の一つである「主体的・対話的で深い学び」を実現するうえで、学校図書館を計画的に活用し、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

そのような中、市内の小・中学校では子どもが読書に親しむ機会の提供と充実を図るために、学校図書館を活用したさまざまな取組を行っています。「図書や読書に関する全校集会」は、11校中6校の小・中学校で実施され、おすすめ本の紹介や貸出冊数の発表・表彰等の啓発活動を行っています。「朝読書」については、11校中9校の小・中学校で実施しています。「読み聞かせ」等については、すべての小学校で読み聞かせを実施しています。そのうち4校は地域のボランティア団体の協力により実施しています。また、「定期的に本に触れる機会のある部活動」では、1校の中学校で部活動を行っており、「調べ学習」については、すべての小・中学校で学校図書館を活用しています。

年に1回以上、図書や読書に関する全校集会を実施していますか。



学校図書館を活用した授業（調べ学習等）を実施していますか。



【課題】

子どもの主体的、意欲的な読書習慣の確立のために、今後も各学校で継続的な取組を行っていくことが必要です。

【施策の方向】

子どもたちが読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、学校図書館を計画的に活用します。特に、学校図書館を身近に感じるためにも、調べ学習での積極的な活用にも努めるとともに、各学校において特色のある読書活動を推進していきます。

（４）市立の各図書館・学校等・民間団体等の連携・協力

【現状】

子どもの読書活動を推進するために、市立図書館、各保育所、小・中学校、地域のボランティア団体がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力を図っています。

市立図書館と各保育所は、団体貸出、本のリサイクル等で連携・協力をしています。

各学校とは調べ学習、図書館見学、学校図書館研修会、団体貸出、放課後こども教室等で連携・協力を図っています。地域のボランティア団体とは、各種事業での連携・協力やおすすめ本のリストの作成を実施しています。

児童館では、市立図書館の職員が出向く読み聞かせ、また協働で講座の開催や、児童館の職員に読み聞かせの研修を実施する等の連携・協力を図っています。

地域のボランティア団体は、各保育所及び各小学校で本の読み聞かせ等を行っています。

【課題】

今後も継続した連携・協力が必要になります。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するために、相互の連携・協力を図りながら継続した取組を行っていきます。

図書館見学会で図書館や本に親しみを持ってもらう取組を行います。また、図書館まで遠くて団体での見学が難しい場合は、図書館から学校等に出向いて、出張の図書館案内を行う事も検討します。

また、学校で使用しているタブレット端末で電子図書館を利用できるようにして、調べ学習や朝の読書などに活用することを検討します。

基本的方針 2

子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

(1) 市立の各図書館の整備・充実

ア 資料の整備・充実

(ア) こども図書館

【現状】

絵本、知識の本、読みもの等、子どもの成長段階に対応する本や、様々な興味関心を満たすための分野の本を収集しています。読書量の幅を考慮しつつ、乳幼児から小学校低学年くらいまでが利用しやすい蔵書構成を心がけています。絵本、読みもの、さらに調べ学習に役立つ辞典や、日本十進分類法※¹の分類0類～8類の本の充実を図り、子育て支援の本の収集にも努めています。

【課題】

調べ学習等に役立つ電子図書館※^{1 2}サービスを令和3年度に導入しましたが、使用が少なく、電子図書館サービスの周知が必要です。また、小学校低学年向けに、より良い蔵書構成とするのが課題です。



電子図書館のホームページ

【施策の方向】

引き続き、0類～8類の本の充実を図るとともに、利用者の興味・関心を満たすための分野の本の収集を行っていきます。

親子で楽しめる内容の本や子育てに悩む親の助けになるような資料の収集を行っていきます。幼児期に必要な良書を選定し充実を図ります。

また、小学校低学年の調べ学習にも役立つ蔵書構成に努めます。利用者の要望に応じてより詳しい資料を提供するため、初めて中央図書館を案内する場合は、子どもたちが安心して利用できるよう、中央図書館と連携したサポートを行っていきます。

電子図書館のサービスは、調べ学習に役立つ図鑑などの電子書籍※^{1 3}を、気軽に自宅で活用できることを周知します。

(イ) 中央図書館

【現状】

児童コーナーでの児童向け図書資料の収集、調べ学習や総合的な学習の時間のための参考図書資料等の充実に努めています。

【課題】

図書館にあるヤングアダルト向けの図書を手に取っていただくための展示の工夫や、中高校生向けの図書資料を計画的に収集していく必要があります。

※1 1 日本十進分類法・・・日本で使われている図書分類法です。図書の主題となる、あらゆる知識を1～9の数字を用いて分類し、どの区分にも属さない全般的なものには0を用いる分類法です。そしてさらに、0～9に分けるという繰り返して分類を細分化していきます。

※1 2 電子図書館・・・インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービスです。

※1 3 電子書籍・・・単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにした書籍です。

【施策の方向】

今後も、調べ学習に役立つ資料の収集を行うとともに、小学校中学年から中高校生を対象とした、読書活動に結び付くような図書資料の充実に努めます。

イ 設備等の整備・充実

(ア) こども図書館

【現状】

利用者の多くが乳幼児から小学生であることを考慮し、館内のサインを大きくする等の工夫をしています。本を低い位置に配架することで、小さな利用者も好きな本を手に取りやすいようにしています。棚の角が危ないようにクッション材を取付け、設備を清潔に保ち、季節感のある装飾を手作りする等、居心地のよい空間の提供と安心して過ごせる環境づくりに努めています。

【課題】

今後も、利用する全ての人が満足して穏かに過ごすことができる空間の提供に努めることが、必要となります。

【施策の方向】

利用者が安全で快適に利用できるよう、自動貸出機^{※14}の利用と電子図書館の利用を促進します。

また、居心地のよい空間の提供と安心して過ごせる環境づくりに配慮するとともに、寄添い・声かけ等の丁寧な対応を行っていきます。

(イ) 中央図書館

【現状】

大人の利用者が多い中央図書館内で、子どもたちが利用しやすいように、子ども優先閲覧席を設置しています。また、ヤングアダルトの本の展示やコーナーを設け、良書を手にする機会の拡大に努めています。令和5年7月にはタブレット端末の貸出を開始し、スマートフォンやパソコンを持っていなくても、館内で電子図書館のサービスを利用できます。

【課題】

子どもたちが安心して図書館を利用することができるよう、こども図書館と連携したサポートが必要となります。

【施策の方向】

こども図書館と連携した支援を行うとともに、調べ学習の相談、子ども優先閲覧席の利用等を通じて、子どもたちが中央図書館を利用しやすい環境の整備に努めます。

また、勉強や部活動等で忙しい中高校生にも、本を手にとってもらえるよう、本の展示の工夫やヤングアダルトコーナーと電子書籍の充実を図り、中高校生へのアプローチを推進します。

※14 自動貸出機・・・窓口カウンターに行かなくても、非接触により自分で貸出処理ができる機器です。

ウ 図書館職員研修等の充実（市立図書館）

【現状】

児童サービスに携わる図書館職員は、子どもの本に関する豊富な知識と子どもに対する深い理解が必要となります。中央図書館では、児童奉仕、おはなし会、ブックトークについての研修等、児童サービスに必要な知識・技術を身に付けるための研修を行い、職員の専門性の向上を図っています。

また、より良いサービス提供するために著作権研修、検索技術の研修、絵本やおはなし会についての研修、ブックスタート研修、障がい者サービス研修等の研修を実施しています。

【課題】

今後は、ヤングアダルトを対象とした、資料の知識を深めるための研修も必要となります。また、限られた時間の中で多くの研修に参加できるよう、オンライン研修等を積極的に活用していく必要があります。

【施策の方向】

文化庁や県立図書館等の研修を積極的に受講し、職員のスキルアップに努めるとともに、受講した職員が他の職員にフィードバックする仕組みを整えていきます。

また、図書館職員がステップアップしながら業務を遂行できるよう、体系的な研修プログラムを用意します。さらに、いつでも研修が行えるように、eラーニング※¹⁵による学習システムを活用していきます。

（２）学校図書館の整備・充実

ア 図書資料の整備・充実

【現状】

学校図書館には、豊かな心を育む読書センター※¹⁶機能と、児童生徒の学習活動を支援する学習情報センター※¹⁷としての機能があります。限られた予算の中で工夫して選書を行う等、図書の購入に努めています。市内小・中学校では、学校ごとに図書の購入希望調査等を行い、課題の自力解決に役立つ資料、調べ学習で不足している資料、興味を惹く図書等の購入に努めています。また、教員向けに図書見本の閲覧会を開き、購入希望調査を行って購入をしている学校もあります。

なお、学校図書館図書標準※¹⁸を達成している学校は、小学校は7校中3校、中学校は4校中1校と半数に満たない状況でした。

【課題】

課題に役立つ資料や調べ学習で資料が不足していることや、学校図書館図書標準に達していない学校があるので、図書資料の充実に努める必要があります。また今後も、児童・生徒が利用しやすいよう、図書の配置や紹介を工夫していく必要があります。

※15 eラーニング・・・パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってインターネットを利用して学ぶ学習形態のこと。

※16 読書センター・・・児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育みます。

※17 学習情報センター・・・児童生徒の自主的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与します。

※18 学校図書館図書標準・・・公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められました。

【施策の方向】

限られた予算の中で工夫して選書を行う等、図書の購入を計画的に充実させ、学校図書館図書標準に達するように努めます。今後も、各校の学校図書館指導員を中心に図書資料の整備・充実を積極的に推進します。

イ 設備・環境の整備・充実

【現状】

校長のリーダーシップのもと、司書教諭^{※19}・学校図書館指導員^{※20}を中心として、学校図書館の環境整備に努めています。学校図書館指導員、保護者のボランティア、市立図書館等の協力を得て、すべての小・中学校において、おすすめ本のポップや季節ごとの室内掲示の工夫、読書イベントのお知らせ等を行っています。特に、小学校では「スタンプラリー」や「読書ビンゴ」等の取組が多く、中学校でも「おすすめの本の紹介」等の取組を行っています。



小学校の読書まつりの掲示

【課題】

学校図書館に足を運んでもらえる活動やイベントの開催と共に、児童・生徒への広報や働きかけが必要です。

【施策の方向】

今後も、各小・中学校の効果的で特色ある取組を情報共有し、魅力ある学校図書館環境づくりを推進します。



小学校の図書室の展示

(3) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

ア 司書教諭の配置

【現状】

司書教諭は、全校で12学級以上（特別支援学級含む）の公立学校に置くことが学校図書館法で定められています。本市における令和5年度の状況では、小・中学校全11校中、司書教諭を置く義務があるのは9校ですが、10校に司書教諭を配置し、学校図書館の充実に努めています。また、各学校に1名の学校図書館指導員を配置しています。

【課題】

司書教諭を置いていないのは、小・中学校全11校中、1校です。読書活動を推進するために、すべての小・中学校に司書教諭を配置することが望まれます。

※19 司書教諭・・・全校で12学級以上（特別支援学級含む）の公立学校に置くことが学校図書館法で定められています。

※20 学校図書館指導員・・・学校図書館における図書の貸し出しや図書の整理などの通常業務を各学校で組織される図書委員会の子どもたちと共に行います。また、図書室内の掲示物を工夫して作成や子どもたちに読んでもらいたい本を推薦図書として紹介したり、本の読み聞かせ会などを企画して実践するなど、読書活動の推進を図る活動を行います。

【施策の方向】

司書教諭は学校図書館の中心となる重要な人材です。今後もすべての小・中学校に司書教諭を配置できるように働きかけます。

イ 学校図書館指導員の配置

【現状】

各学校に1名の学校図書館指導員を配置しています。週15時間の勤務により、配架、児童・生徒へのレファレンス※^{2 1}、司書教諭や学校図書館教育主任の補助、季節の掲示等を行い、学校図書館の充実に努めています。



学校図書館指導員の活動の様子

【課題】

司書教諭や学校図書館教育主任と連携した組織的な体制を確立し、学校図書館の機能が十分発揮できるようにする必要があります。

【施策の方向】

今後も、今までと同様に学校図書館指導員を配置しつつ、各学校の司書教諭や学校図書館教育主任と連携し、学校図書館を活用した教育の推進に、より一層努めていきます。

(4) 障がいのある子どものための諸条件の整備・充実

【現状】

障がいのある児童・生徒に対する取組については、11校中9校の小・中学校で実施をしています。取組内容としては、点字本の設置、車いすでも自由に移動できる机の配置、本を手に取りやすいように配架の高さへの配慮等を行っています。

【課題】

学校図書室の施設的な配慮と同時に、利用しやすく興味を持てる図書資料の収集が求められます。

【施策の方向】

障がいのある児童・生徒に対して工夫や配慮をしている事例を各学校で共有できる機会を設け、諸条件の整備等、更なる充実を進めていきます。

※2 1 レファレンス・・・図書館で利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務です。

基本の方針 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

(1)「子ども読書の日※22」を中心とした啓発・広報

ア こども図書館

【現状】

子どもへの読書の啓発と子どもにかかわる大人への啓発という2本の柱で行っています。こども読書週間※23に読み聞かせの大切さを発信する他、ブックトーク※24や様々なイベントを実施して、本を手にする機会の提供に努めています。

【課題】

来館者の年齢が乳幼児から大人までと大変幅が広いので、イベント内容に工夫が必要になります。

【施策の方向】

ブックトーク等は対象年齢別に行うことで、それぞれのニーズに合う本の紹介等を心がけます。また、イベントについては、家族みんなで楽しめる内容を工夫し、年齢の幅を超えて本への興味関心が持てるような取組を行います。



こども図書館の読書週間の展示の様子

イ 中央図書館

【現状】

図書館行事の機会や図書館だより等で、読書活動の推進についての啓発を行い、こどもの読書週間に合わせた児童向け展示や工作会等のイベントを行っています。

また、中央図書館、こども図書館、地域のボランティア団体が連携し、「協働おはなし会」を実施しているほか、夏休み期間中には「子ども読書まつり」を開催しています。他にも毎年、児童文学作家や翻訳家等を講師に招いて、児童文学講座を実施しています。

なお、ヤングアダルト向けの掲示板の設置やブックリストの配布をして、図書館の情報を効果的に発信しています。ヤングアダルト以外の人に向けても、こども図書館と市内ボランティアと協働で作成しているブックリストリストナを配布して、本を手にするきっかけとなる広報活動をしています。



中央図書館のヤングアダルト向け掲示板

【課題】

事業内容の検討を行いながら、より充実した取組を行っていく必要があります。

※22 子ども読書の日・・・「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために4月23日を「子ども読書の日」と定めています。

※23 こども読書週間・・・子ども読書の日である4月23日から5月12日までの約3週間の期間です。

※24 ブックトーク・・・あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。

【施策の方向】

子ども読書の日を中心とした啓発やイベント等を実施するとともに、子ども読書まつりや児童文学講座等の事業を継続して行っています。

また、図書館に行かずに手軽に読書できる、電子書籍をチラシやポスター等で周知するのに加え、ホームページやSNS等の電子媒体も利用しての情報発信により効果的な工夫ができるように努めます。

ウ 小・中学校

【現状】

11校中8校の小・中学校でポスターの掲示や各種たよりの活用、読書啓発のためのイベント、校内放送での周知等の取組を行い、「子ども読書の日」に関連した啓発や広報活動を行っています。

【課題】

ポスターの掲示や各種たよりの活用、校内放送で啓発や広報活動を行っていますが、より効果的な周知方法の討検が必要です。

【施策の方向】

子ども読書の日を中心とした読書活動に関する啓発・広報に関する取組を、各校の実態に応じて継続します。



小学校の図書室の様子

(2) 優良な図書の普及

ア こども図書館

【現状】

読書感想文の課題図書や夏休み・冬休み等の推薦図書の展示、特集展示等を実施して、良書を手にする機会を提供しています。また、おはなし会、ブックリストの作成、ブックトーク等を通して、多くの利用者に良書の存在を伝え、本を手渡し、読書に繋がる支援を行っています。



こども図書館のイベント(おたのしみ袋)

【課題】

展示方法やイベント内容を、家族で興味を持てるものにする必要があります。また、こども図書館を利用する若い世代の家族が利用しているSNS等の活用についての検討も重要です。なお、長く読み継がれてきた本についても、展示方法等、様々な工夫が必要です。

【施策の方向】

展示方法の工夫やおはなし会等で読み聞かせを行う等、家族で楽しい時間を共有できるようにします。展示やおはなし会等のイベントを通じて、本を手にする機会を提供

します。また、ストーリーテリング※²⁵、手袋シアター、ブックトーク、大型絵本の読み聞かせ等、子どもが興味を持つようにプログラムを作成し、読書への興味を啓発します。

なお、館内ポスターやチラシ、図書館ホームページ、指定管理者のポータルサイト等のSNS等で積極的に周知します。

イ 中央図書館

【現状】

推薦図書、推奨図書、児童向け図書の展示や図書館だより、冊子等で優良な図書の紹介と情報の提供を行っています。また、家庭、学校等の関係機関へ優良な図書の情報を提供しています。

【課題】

図書の紹介のための、より良い情報発信や広報の方法の検討が必要です。

【施策の方向】

ヤングアダルトに向けて中央図書館で作成したブックリストや、市内ボランティアと協働で作成したリスト、図書館だより、冊子等での情報提供を行うとともに、SNS等を活用した若い世代の家族や中高校生への情報発信をします。

ウ 小・中学校

【現状】

すべての小・中学校で、優良な図書の普及のための展示や紹介等の取組を行っています。

【課題】

優良な図書を、より効果的で目を惹く方法により、啓発することが重要です。

【施策の方向】

優良な図書の普及のための展示や紹介等の取組を、今後も各校の実態に応じて、継続的に啓発活動を推進します。

※25 ストーリーテリング・・・直訳すると「語り聞かせ」。語り手がお話を覚えて、聞いている人にお話を語ります。

基本の方針 4 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

(1) 庁内関係部署と関係機関との連携強化

【現状】

北本市子ども読書活動推進計画に沿って、庁内関係部署等が協力・連携して推進しています。また、北本市子ども読書活動推進計画に対して、庁内関係部署等が毎年度、どのような取組を実施したかを調査し、進捗状況を確認しています。

【課題】

施策を総合的・計画的に推進するためには関係部署以外にも、幼児や児童生徒が過ごす関係機関として、保育所や小・中学校との施策を、更に充実させる必要があります。

【施策の方向】

子どもの読書活動の推進に向けて、関係部署と関係機関の保育所や小・中学校が連携を強化して、施策の推進に努めます。

(2) 新たな推進体制の検討

【現状】

子どもの読書活動に関しては、市立図書館と小・中学校が中心となって、事業を実施しています。

【課題】

子どもの読書活動を総合的に推進できるよう、広い分野の機関・団体と情報を共有して、北本市子ども読書活動推進計画に基づいて事業を実施することが必要です。また、運用を開始した電子書籍の有効な活用方法の検討も必要です。

【施策の方向】

事業を実施する場合は、企画段階で関係部署や広い分野の機関・団体と情報を共有・連携を推進します。多方面からの意見を参考にして、より効果の高い事業になるよう努めます。

第5章 資料

【資料1】第2次北本市子ども読書活動推進計画策定のためのアンケート結果

1 児童・生徒が読書に親しむ機会の提供と充実について	小		中		計	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
(1) 年に1回以上、図書や読書に関する全校集会を実施していますか。	4	3	2	2	6	5
(2) (1)で「はい」と答えた場合、どのような内容で実施していますか。	○図書委員より本のクイズやおすすめの本の紹介を行う ○新着図書の紹介、読書まつりについて ○本の紹介や図書のイベントの宣伝など ○「読書の秋」や生活目標「本をたくさん読もう」に触れ、図書委員からおすすめの本紹介。イベントのお知らせ（くじなど） ○図書委員が中心となり、ポスターや図書キャンペーンなどを実施 ○多読賞の表彰					
(3) 週に1回以上、朝読書を実施していますか。	5	2	4	0	9	2
(4) 年に1回以上、読み聞かせを実施していますか。	7	0	1	3	8	3
(5) (4)で「はい」と答えた場合、どのような立場の人が読み聞かせをしていますか。	○北本市子どもの本を楽しむ会 ○ボランティア ○担任 ○担任以外の教員 ○文芸部					
(6) 定期的に本に触れる機会のある部活動がありますか。(中学校のみ)	—	—	1	3	1	3
(7) 学校図書館を活用した授業（調べ学習等）を実施していますか。	7	0	4	0	11	0

【分析】

11校中6校の小・中学校で「図書や読書に関する全校集会」を行い、おすすめ本の紹介や貸出冊数の発表・表彰等を行い、啓発活動を行っていました。「朝読書」については、11校中9校の小・中学校で実施をしていました。「読み聞かせ」については、すべての小学校で読み聞かせを実施していて、そのうち4校は市内のボランティア団体の協力により、実施しています。中学校では1校が、文芸部の生徒による読み聞かせを実施していました。中学校における「部活動」については、4校中1校で本に触れる活動を行っている部があり、「調べ学習」については、すべての小・中学校で学校図書館を活用していました。

	小		中		計	
2 市立図書館等との連携について	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
(1) 年に1回以上、市立図書館から本を借りることがありますか。	6	1	0	4	6	5
(2) (1)で「はい」と答えた場合、どのような目的で借りますか。	○調べ学習等で本をまとめて利用する ○学校図書館にない本を借りて、調べ学習等で活用している ○調べ学習で新しい資料を借りるため					
(3) 年に1回以上、市立図書館等へ児童・生徒が出かけることがありますか。	2	5	0	4	2	9
(4) (3)で「はい」と答えた場合、どのような目的で出かけますか。	○生活科の施設見学・図書館の使い方を学習するため					
(5) 「調べ学習等で似た内容の本をまとめて利用するため」、「総合や国語の時間等で図書室だけでは足りない本を借り、調べ学習で活用するため」、「春の読書まつりで使用するため」、「生徒からのリクエストに応じて借りるため」等を目的として、年に1回以上、学校として市立図書館等から本を借りることはありますか。(該当する方に○をお付けください)	6	1	0	4	6	5

【分析】

教師による市立図書館の活用については、調べ学習や不足図書の補充などを目的として、市立図書館から本を借りていますが、中学校ではありませんでした。児童生徒による市立図書館の活用については、小学校では7校中2校が授業における施設見学や調べ学習のために、中学校ではすべての学校が、調べ学習や自主学習のために市立図書館を活用していませんでした。市立図書館まで遠くて交通が不便なためや、ネットで調べる人が多いので市立図書館を利用しないようです。

3 学校図書館の整備・充実について	小		中		計	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
(1) 学校図書館において、話題作や児童生徒が選んだ注目作の展示、または季節ごとの展示の工夫といった、展示の工夫をしていますか。	7	0	4	0	11	0
(2) (1) で「はい」と答えた場合、それはどのような工夫ですか。	○委員が製作した、おすすめ本のポップアップ ○読書イベントのお知らせ ○新着図書や注目作は目に付きやすい場所にコーナーを設置して展示 ○季節・イベントに合わせた室内・廊下への掲示 ○風物詩や旬の食べ物などの掲示 ○毎月移動図書室を実施 ○月ごとの廊下掲示 ○生徒のお気に入りの1冊掲示 ○委員・部長・教員のおすすめ本紹介					
(3) 学校図書館において、児童生徒の貸出冊数を伸ばしたり、学校図書館に足を運んだりしやすいようなイベント等を実施していますか。	7	0	4	0	11	0
(4) (3) で「はい」と答えた場合、それはどのようなイベントですか。	○雑誌プレゼントや書名をわからなくして配架する* X 文庫* ○図書室を利用した人に「しおり」キャンペーン ○毎月本を借りると参加できるイベント (本の重さあてクイズ等) ○「手作りしおり」の配布や「おみくじ」企画 ○委員による読み聞かせイベント ○スタンプラリーやビンゴ・福袋 ○おすすめの本の紹介と展示 ○借りたら参加できる「ゆるキャラ投票」や「ビンゴ」 ○クラスごとに貸し出しパズル ○分類番号ごとに読んだ本の冊数に応じてスタンプを押すスタンプラリー ○借りた人への「じゃんけん大会」「宝くじ」「分類ビンゴ」					
(5) 障がいのある児童生徒にも使いやすいような工夫をしていますか。	5	2	4	0	9	2
(6) (5) で「はい」と答えた場合、それはどのような工夫ですか。	○本の配架を手に取りやすいように低めに配架する。 ○点字本の設置 ○分類番号にふり仮名を入れる ○貸し出し日の文字が大きい ○学年ごとに図書カードの色を変える ○記入欄を大きくする ○リーディングトラッカーを用意して必要に応じて使用できる ○大活字本の紹介 ○絵が入っている本や文字が大きく読みやすい本の選定 ○車いすでも自由に移動できるような機の配置					
(7) 学校図書館の蔵書数は、「学校図書館図書標準」を達成していますか。	3	4	1	3	4	7

各校の学校図書館図書標準（令和5年5月1日現在）

(冊)

中丸小	石戸小	南小	北小	西小	東小	中丸東小	北本中	東中	西中	宮内中
9,160	8,760	10,560	9,160	10,760	9,560	6,040	12,640	11,680	7,920	10,720

【分析】

すべての小・中学校で学校図書館の展示や掲示の工夫をしており、また学校図書館へ足を運びやすくするためのイベント等を実施していました。学校ごとに、趣向を凝らした様々なイベントや展示方法の工夫がありました。特に小学校では「読書ビンゴ」や「スタンプラリー」が多く、小・中学校共通では「おすすめ本紹介」が多い結果となりました。障がいのある児童生徒に対する配慮については、小学校では7校中6校で実施しており、中学校では4校全校が実施していました。掲示物の拡大や色分け、配架の高さへの配慮などが見られました。学校図書標準を達成している学校は、小学校で3校、中学校で1校という状況です。

	小		中		計	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
4 児童生徒の読書活動に関する啓発・広報の推進について						
(1) 「子ども読書の日」(4月23日)を中心として、読書に関する啓発や広報活動を行っていますか。	6	1	2	2	8	3
(2) (1)で「はい」と答えた場合、それはどのような活動ですか。	○ポスター掲示 ○図書だよりの発行 ○読書啓発イベント ・しおりプレゼント ・読み聞かせ ・もう1冊貸出券 ・スタンプラリー					
(3) 優良な図書の普及のために、展示や紹介をしていますか。	7	0	4	0	11	0
(4) 電子書籍に関する啓発や広報活動を行っていますか。	0	7	0	4	0	11
(5) (4)で「はい」と答えた場合、それはどのような活動ですか。						
(6) ICTを活用した読書に関する啓発や広報活動を行っていますか。	2	5	1	3	3	8
(7) (6)で「はい」と答えた場合、それはどのような活動ですか。	○読書の啓発のためのスライドをタブレットで製作し全教に話した ○電子黒板を利用した本の紹介、読み聞かせ ○グーグルクラスルームを使用して図書委員が通知を発行している					

【分析】

小学校では7校中6校、中学校では4校中2校が、ポスター掲示や各種お便り等を活用して「子ども読書の日」を周知していました。また、すべての小・中学校で優良な図書の普及のための展示や紹介を行っていました。なお、すべての小・中学校で電子書籍に関する啓発や広報活動は行っていないでした。「ICTを活用した読書に関する啓発や広報活動」については、小学校では7校中2校、中学校では4校中1校がICTを活用していました。

【資料2】北本市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

北本市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成30年4月20日教育長決裁)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進を図るため、北本市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北本市子ども読書活動推進計画策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進を図るために必要な事項に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる関係課及び関係機関等により構成する。

- 2 会長は、子ども読書活動推進計画を策定する主管課の課長とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員会に委員会以外の者を会議に出席させ、意見又は助言を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

【資料 3】北本市図書館協議会委員名簿

No	氏 名	選出区分
1	安田 一也	北本市小中学校校長会(1号委員)
2	大野 弥生子	社会教育委員の会議(1号委員)
3	森川 和代	文化団体連合会(1号委員)
4	福島 達雄	PTA 連合会(2号委員)
5	金子 友子	学識経験者(3号委員)
6	永野 京子	学識経験者(3号委員)
7	尾寄 美津枝	学識経験者(3号委員)
8	米山 清美	学識経験者(3号委員)

【資料 4】第 2 次北本市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

所 属	職 名	氏 名
子育て支援課	主査	石井 伸也
児童館	館長	新井 陽子
学校教育課	主幹兼指導主事	前島 利彦
南小学校	教諭	檜村 佐知子
宮内中学校	教諭	間瀬 義之
深井保育所	所長	岩佐 恵子
学習センター	所長	関口 利夫
中央図書館	館長	高久 浩昭
こども図書館	館長	吉田 孝太郎
生涯学習課	課長	櫻井 猛博
生涯学習課【事務局】	主席主幹 藤原 雅臣 主任 金子 浩章	

【資料５】第２次北本市子ども読書活動推進計画策定の経過

年 月 日	会議名等	内 容 等
令和５年９月		第２次北本市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置
令和５年１０月１０日	第２次北本市子ども読書活動推進計画策定委員会(第１回)	計画策定の進め方等について取組内容の回答依頼
令和５年１０月		第２次北本市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査の実施(小・中学校１１校)
令和５年１０月２４日	北本市図書館協議会(第１回)	第２次北本市子ども読書活動推進計画(素案)の審議
令和５年１１月１３日	第２次北本市子ども読書活動推進計画策定委員会(第２回)	取組内容の報告、課題の協議検討、第２次北本市子ども読書活動推進計画(素案)の修正
令和５年１１月２２日	教育委員会定例会	第２次北本市子ども読書活動推進計画(案)の審議
令和５年１１月２０日～ １１月２４日		各部署への意見聴取
令和５年１１月２９日～ １２月２８日		パブリックコメントの実施
令和６年１月１８日	第２次北本市子ども読書活動推進計画策定委員会(第３回)	取組内容の報告、課題の協議検討 第２次北本市子ども読書活動推進計画(案)の修正
令和６年１月２５日	北本市図書館協議会(第２回)	第２次北本市子ども読書活動推進計画(案)の審議
令和６年１月２５日	教育委員会定例会	第２次北本市子ども読書活動推進計画(案)のパブリックコメントの報告
令和６年２月１５日	教育委員会定例会	第２次北本市子ども読書活動推進計画(案)の議決

第2次北本市子ども読書活動推進計画
(令和6年3月)

発 行：北本市教育委員会

編 集：北本市教育委員会教育部生涯学習課
埼玉県北本市本町1丁目111番地
電話 048-594-5567